

令和7年度 ペットボトルボール売払  
事業者募集要領（実施要領）

公募型プロポーザル方式

令和6年12月  
北九州市

## 目 次

I	公募スケジュール	2
	募集内容	3
	1 案件名称	3
	2 趣旨	3
	3 募集の考え方（ボトルtoボトルリサイクルについて）	3
	4 売却物件の概要	4
	5 募集について	6
	6 応募申込資格等	9
	7 応募資格決定通知	10
II	選定方法および選定基準	10
	1 優先交渉権者の決定	10
	2 審査項目	11
III	契約等	12
IV	留意事項	13

【担当課】 環境局循環社会推進部施設課  
北九州市小倉北区域内1番1号  
電話 093-582-2184（直通）  
Eメールアドレス：kan-shisetsu@city.kitakyushu.lg.jp

## I 公募スケジュール

手続き		時期
公募の開始 ※公表、応募用紙の入手は市ホームページで行う		令和6年12月26日(木)
日明・本城かんびん資源化センター見学会	受付期間	令和6年12月26日(木)～令和7年1月10日(金)
	開催日	令和7年1月16日(木) (日明)午後1時～、(本城)午後3時～
質問受付期間 ※ 回答日時 1月24日(金)午前10時		令和6年12月26日(木)～令和7年1月20日(月)午後5時
参加申込書受付期間		令和6年12月26日(木)～令和7年1月31日(金)午後5時
応募資格決定通知		令和7年2月7日(金)
提案書の提出期限		令和7年2月10日(月)午後5時
審査委員会の開催		令和7年2月中旬
優先交渉権者の決定および通知		令和7年3月上旬
物品売買契約書の締結		令和7年3月中旬
ペットボトルボール品引渡し		令和7年4月より

※ 呼称について、応募申込時点では「応募者」、選定された応募者を「優先交渉権者」、契約締結以降は「事業者」とします。

## 募集内容

### 1 案件名称

令和7年度ペットボトルバール売払

### 2 趣旨

近年、環境負荷の低減や、CO<sub>2</sub> 排出量の削減などの観点から、水平リサイクル（使用済製品を原料として用いて同一種類の製品を製造するリサイクル）の機運が高まってきており、特にペットボトルについては、「2030年ボトルtoボトル比率50%宣言（全国清涼飲料連合会）」が発表されるなど、各社で検討が進められています。

本市では従来から、日本容器包装リサイクル協会に市内かんびん資源化センターで成型されたペットボトルバール品を引き渡すことにより、多様な資源化を推進してきましたが、ボトルtoボトルの潮流を踏まえて、令和5年度から北九州市本城かんびん資源化センターからのペットボトルについてボトルtoボトルを条件とした入札を実施（北九州市日明かんびん資源化センター分は引き続き日本容器包装リサイクル協会に引き渡し）しました。

その一方で、今年度策定した北九州市環境基本計画では、政策目標のひとつに「循環経済（サーキュラーエコノミー）システムの構築を掲げ、市内で消費された様々なものが、市内のリサイクル企業で再資源化され、再び新たなものづくりや市民生活に活かされる「地消・地循環」に取り組むこととしています。

このような状況を踏まえ、令和7年度分からは、地域循環の実現、ボトルtoボトルの推進、多様な資源化を統合した独自の入札を実施することとし、本城及び日明のかんびん資源化センターの当該ペットボトルバール品を買い受け、その50%以上をボトル to ボトルリサイクルを実施することを条件として、リサイクル事業者を募集します。

募集にあたっては、公募型プロポーザル方式により、法人等から提案を募り、選定委員会にて優れた提案を選定し、優先交渉権者を決定します。

### 3 募集の考え方

#### 【リサイクルの要求水準】

- (1) 国内においてペットボトル等への再生処理を行うこと。また、可能な限り本市内にてペットボトル等への再生処理を行うこと。

※ペットボトルとは、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）別表第五の第四欄又は第五欄のポリエチレンテレフタレート製の容器を指す。

- (2) 買い受けたペットボトルのうち、残渣を除いた50%以上（重量ベース）をペットボトルに再生すること。
- (3) 買い受けたペットボトルバール品の運搬、再生樹脂生産、ペットボトル成形、製品化に至る一連の工程で、生活環境に悪影響等を発生させず、持続可能な体制で国内資源循環を図るリサイクルのルートを構築すること。
- (4) 歩留まりや残渣について、他用途への再生ルートや廃棄物として適切に処理するルートを確保すること。
- (5) 本市のペットボトルを他のペットボトルと区別して管理し、工程ごとの処理量、再製品化量、残渣量を管理すること。

ただし、他のペットボトルと区別しての管理が難しい場合は、他のペットボトルについて、異物混入や汚染の程度、重合の状態などが本市のペットボトルからの生成物と同質の場合、それぞれの重量を測定したうえで混合して処理し、処理後の生成物の量や残渣量を重量で按分することができるものとする。